

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳の障害等級認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項の規定に基づいて、平成29年7月6日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付処分のうち、請求人の左下肢機能の障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害程度等級（法施行規則別表第5号（以下「等級表」という。）によるもの。以下「障害等級」という。）を4級と認定とした部分（以下「本件処分」という。）を不服として、これをより上位の等級（3級）に変更することを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件障害はより上位の等級（3級）に相当するものであるとして、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

現在、入院中で大腿義足の訓練中だが、左大腿切断のほか、右手筋肉萎縮のため筋力低下、右足部の麻痺等のため、本件障害の

障害等級は3級程度である。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年1月23日	諮問
平成30年2月20日	審議（第18回第3部会）
平成30年3月16日	審議（第19回第3部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

- (1) 法15条1項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えてその居住地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めたときは、申請者に手帳を交付しなければならないと定めている。

法施行規則5条1項2号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条3項は、級別は等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに1級から7級までの障害の級別（障害等級）が定められている。

- (2) 東京都においては、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げ

るものに該当するか否か、並びに該当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成12年東京都規則第215号）及び同規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付11福心福調第1468号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下、同解説を「等級表解説」という。）、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

そして、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法15条1項の趣旨からして、提出された診断書に記載された内容を資料として判断すべきものと解される。

この場合、処分庁としては、診断書に記載された医師の意見のみならず、各種の機能障害及び動作・活動に関して記載された事項を含め、診断書の記載全般を基に検討した上で、客観的に最終的な判断を形成すべきである。

このため、仮に、処分庁により交付される手帳に記載された障害等級が、申請書に添付された診断書に記載された医師の意見と異なることがあったとしても、診断書の記載内容全般を基にした処分庁の判断に違法又は不当な点が無ければ、手帳の交付処分に取消・変更理由があるとはできない。

2 そこで、本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下検討する。

(1) 本件診断書の「障害名」（別紙1・I・①）に「左大腿切断」と、「総合所見」（同⑤）に「左大腿切断術施行後」と記

載されていることから、本件障害は下肢機能障害のうち、切断による左下肢機能障害として認定するのが相当である。

- (2) 等級表が定めている肢体不自由に係る障害等級のうち、本件障害が該当する可能性がある下肢機能障害のうち本件に関係ある部分を抜粋すると、以下のとおりである。

級別	肢 体 不 自 由	
	下 肢 機 能 障 害	
3 級	2	一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
	3	一下肢の機能を全廃したもの
4 級	3	一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
	4	一下肢の機能の著しい障害
備考	7	下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

そして、等級表解説の第3・2・(2)・クによれば、下肢の切断について、「大腿又は下腿の切断の部位及び長さは実用長（大腿において坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測する。従って、肢断端に骨の突出、癒痕、拘縮、神経断端腫その他の障害があるときは、その障害の程度を考慮して、上位の等級に判定することもあり得る。」としている。

なお、等級表解説第3・1・(4)によれば、等級表解説において挙げた具体例の数値は、機能障害の一面を表したものであるもので、その判定に当たっては、その機能障害全般を総合した上で定めなければならないとされている。

その他、等級表解説は、下肢の切断等に係る肢体不自由の障害等級を認定するための基準について、おおむね別紙2のとおり規定している。

- (3) 以上を前提に、以下、請求人の左下肢機能障害（本件障害）の程度について検討する。

本件診断書によれば、請求人については、左下肢の一部切断が認められ、「神経学的所見その他の機能障害（形態異常）の

所見」の欄（別紙 1・Ⅱ・一）のうち、「起因部位」は骨関節とされ、「参考図示」には、左下肢は切断離、右大腿長は 44 cm、左断端長は 34 cm、右下肢長は 88 cm、左下肢長は 43 cm とそれぞれ記載されていることから、請求人の左大腿は 2 分の 1 以上が残されていることが認められる。

そして、「動作・活動」の欄（別紙 1・Ⅱ・二）のうち、「正座、あぐら、横座り」は支えを使って×、「二階まで階段を上って下りる」、「屋外を移動する」、「ズボンをはいて脱ぐ〔どのような姿勢でもよい〕」及び「公共の乗物を利用する」はいずれも×であり、「歩行能力及び起立位の状況」（別紙 1・Ⅱ・三）は、「歩行能力（補装具なしで）」及び「起立位保持（補装具なしで）」の欄はそれぞれ「不能」と記載されている。

しかし、本件診断書の「関節可動域（ROM）及び筋力テスト（MMT）」（別紙 1・Ⅲ）の両下肢の筋力テスト（MMT）の欄の記載を、等級表解説第 3・2・(2)・ウの具体例に照らすと、両股はいずれも「○」（筋力正常又はやや減（筋力 4 又は 5 該当））であり、その他の部位の筋力についてはいずれも空欄となっていることから、欠損部位以外の下肢（股関節）の筋力は保たれているものと認められる。

以上の本件診断書の記載内容を、等級表及び等級表解説に照らし、請求人の機能障害全般を総合した上で判断すると、請求人の左下肢機能障害（本件障害）は「一下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの」（3 級）又は「一下肢の機能を全廃したものの」（3 級）であるとまではいえない。

(4) そして、処分庁は、本件障害について、東京都心身障害者福祉センター内部に設置した身体障害者手帳認定審査会に審査を求めた上で、本件処分を行っていることが認められる。

(5) 以上のとおり、請求人の左下肢機能障害（本件障害）は「一

下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの」(3級)又は「一下肢の機能を全廃したもの」(3級)であるとまではいえず、本件診断書を、等級表解説第3・2・(2)・クに照らすと、請求人は左下肢に切断による障害があるものの、左大腿部が半分以上残存し、左大腿部の筋力も残存していると認められることから、左股関節に機能障害は認められず、また、肢断端に骨の突出、癒痕、拘縮、神経断端腫及びその他の障害があるとは認められないことから、「一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの」として、本件障害の程度は、左下肢の機能障害(4級)と認定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点は認められない。

- 3 請求人は、上記(第3)のとおり主張するが、本件診断書には、請求人の主張するところの、右手の筋肉萎縮及び右足部の麻痺についての記載を認めることはできず、本件診断書の記載内容全般を基にした処分庁の判断に違法又は不当な点がないことは上記2のとおりであるから、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

以上からすれば、請求人の主張には、理由がないといわざるを得ない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙 1 及び別紙 2 (略)